

○第3次愛別町健康増進計画策定の経過

年 月		愛別町健康増進計画策定委員会	課内検討会議等
平成30年	8月		<b>課内検討会議</b> ・策定委員会スケジュールについて ・第2次計画の最終評価について
	11月	<b>第1回策定委員会（29日）</b> ①委員長・副委員長の選出 ②委員長挨拶 ③事務局説明 ・策定スケジュールについて ・計画の位置づけについて ・第2次計画の最終評価について ③各領域の課題の整理や施策の検討	<b>課内検討会議</b> ・第1回策定委員会について ・最終評価に関する意見集約について
平成31年	2月	<b>第2回策定委員会（21日）</b> ・第3次計画素案の意見交換や聴取 ・第3次計画テーマ（めざす姿）の検討	<b>課内検討会議</b> ・第3次計画素案について ・第2回策定委員会について
	3月		<b>課内検討会議</b> ・第3次計画最終案について
		<b>第3次愛別町健康増進計画「愛いっぱいすこやかプラン」策定</b>	

○愛別町健康増進計画策定委員会設置要綱

平成20年9月4日要綱第15号

愛別町健康増進計画策定委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 愛別町における健康増進対策の推進にあたり、住民にとってより身近に自らが実践できる計画の策定のため、愛別町健康増進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、町長が委嘱する委員及び町職員をもって組織する。

- (1) 委員の互選により委員長1名、副委員長1名をおく。
- (2) 委員会は委員長が召集する。
- (3) 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
- (4) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。
- (5) 委員長は、会議の必要に応じ部会を置くことができる。

(協議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画策定の基本的事項に関すること。
- (2) 健康づくり対策の推進に関すること。
- (3) その他計画の策定に関する必要な事項

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から計画策定の日までとする。

2 補欠委員の任期は前任の委員の残任期間とする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、保健福祉課保健推進係において行う。

(報償金)

第6条 委員が会議に出席したときは、報償金を支給することができる。

- 2 委員長の報償金は3,400円とする。
- 3 委員（副委員長を含む。）の報償金は3,100円とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に際して必要な事項は委員会において定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

○健康増進計画策定委員体制

◎委員長 ○副委員長

氏名・所属等		
◎ 町民	高井 誠	
○ 町民	丸山 智代子	
	町民 高柳 修	
	町民 作田 美樹	
	町民 昔農 深雪	
	職員 田邊 紗央里	(総務企画課)
	職員 山内 進	(税町民課)
	職員 中富 崇	(産業振興課)
	職員 小川 ちひろ	(幼児センター・子育て支援センター)
	職員 金子 優美	(教育委員会)
	職員 阪口 貴彦	(国民健康保険愛別町立診療所)

事務局

保健福祉課長	大山 育夫
保健福祉課長補佐	長谷川 純子
保健推進係長	西部 紘子
保健師長	吉野 梨乃
保健師	荒井 美千子
栄養士	鈴木 早苗